

純金積立（整理口）の新規の口座開設の受付は行いません。
金地金のお引き出しは2016年5月31日をもって取扱を終了しました。

商品説明書（お客さま用）

（2019年10月1日現在）

1. 商品名	・純金積立（整理口）
2. 期間	・1年毎の自動更新
3. ご利用可能な方	・個人のお客さま（新規の口座開設の受付は行いません。）
4. 買付方法	・純金の買付は行いません。
5. 引出方法等	<金地金> ・当行で積み立てた金を、金地金として引出すことはできません。 <等価交換> ・当行で積み立てた金を、金貨やジュエリーと交換することはできません。 <売却> ・解約に伴う全量の売却のみ可能です。 ・売却価格は、売却日の当行の金店頭買取価格（消費税込）となります。
6. 手数料	・年間口座管理料：1,320円（税込） 毎年10月25日（銀行休業日の場合は翌営業日）に指定出金口座より引き落とします。なお純金積立（整理口）を解約した場合も年間口座管理料は返金いたしません。
7. 付加できる特約事項	・ありません。
8. 預金保険の適用	・金は預金商品ではありません。 ・預金保険の対象外です。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
9. 元本欠損リスクと要因	・金には、価格変動リスクがあります。 購入した金を売却する場合、市場の動向等によっては、売却額が購入額を下回る等、損失が生じるリスクがあります。 ・店頭販売価格と店頭買取価格にはそもそも差があるため、購入時と売却時の相場環境が同じであっても、その差額分は損失となります。 なお、店頭販売価格および店頭買取価格については、窓口までお問い合わせください。
10. その他想定されるリスク	・市場の混乱および売買に支障をきたすような事象が発生した場合等には、金の売買に応じられないこともあります。

11. その他の
説明事項

- ・ 売買益への課税：総合課税
金資産の取得・保有の状況、売買回数等、お客さまの状況によって所得の種類は分かれますが、譲渡所得、事業所得または雑所得となります。いずれも確定申告が必要です。
ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が売却益を含めて年間20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。
税金に関する詳しいことは専門家にご相談ください。
- ・ 積み立てた金の保管・管理は、当行の業務委託先である住友商事株式会社(同社100%出資子会社である住商マテリアル株式会社を含みます)が行う場合があります。
- ・ 金の保管・管理業務を行うために必要なお客さまの情報(氏名、住所、売却の重量等)を当行から住友商事株式会社(同社100%出資子会社である住商マテリアル株式会社を含みます)に提供する場合があります。
- ・ 取引明細書を年2回(3月末・9月末までの6ヵ月間の取引明細をそれぞれ4月・10月)お届けの住所に送付します。
- ・ 一部の店舗ではお取扱できません。
- ・ 当行の苦情処理措置及び紛争解決措置
当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。
ご連絡先
全国銀行協会相談室
0570-017109 または 03-5252-3772
- ・ 支払調書制度(2012年1月から適用されております。)
200万円を超える金地金のご換金時、当行は居住者等の当該取引に関して支払調書を作成し、税務署に提出します。
金地金をお取引いただく際は、お取引に必要な書類等(お通帳やご印鑑等)とあわせて、必ずご本人さま確認書類(運転免許証やパスポート等)および個人番号確認書類(個人番号カードや通知カード等)をお持ちいただきご来店ください。くわしくは当行店頭窓口にお問い合わせください。

(2019年10月1日現在)